

議案第84号

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（鹿児島県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」と総称する）」を「法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という）」に改める。

第9条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「386,500円と5円18銭」を「419,000円と5円62銭」に改める。

第13条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条及び第13条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に準じ、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担の限度額を改定する等のため、所要の改正をしようとするものである。